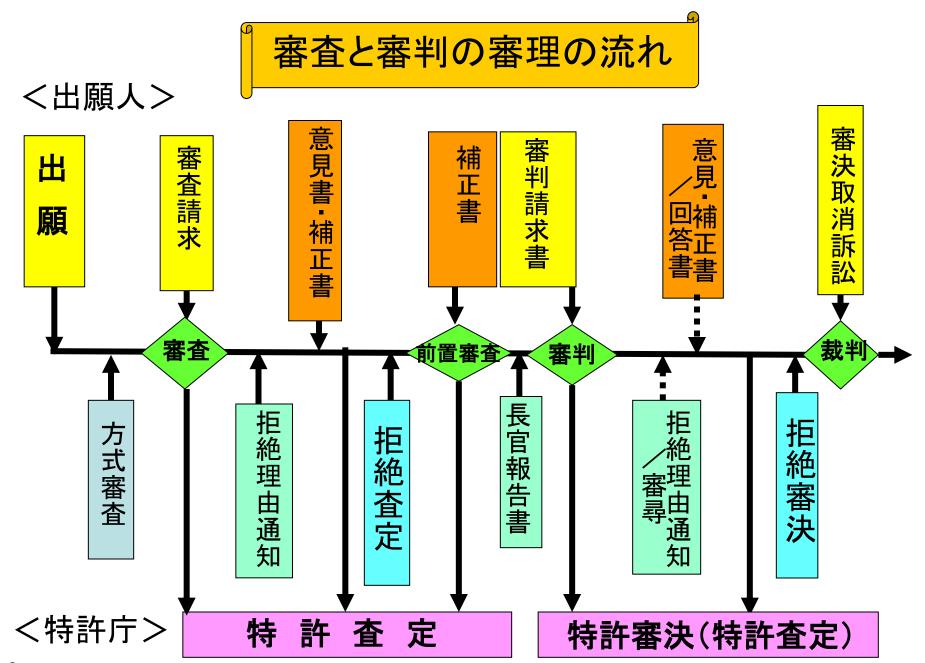
知的財産権概論 第7回 特許を受けられる発明とは? (その2)

たくみ特許事務所 弁理士 佐伯 裕子

特許を受けられる発明-2

- 1. 特許請求の範囲に記載不備がないこと サポート要件・明確化要件
- 2. 明細書の記載に不備がないこと 実施可能要件・情報開示要件
- 3. 特許請求の範囲の役割
- 4. 特許法での「当業者」
- 5. 微生物の寄託制度



特許を受けられる発明の条件

- ① 特許法上の発明・産業上利用できる発明 (§2)§29-1柱書
- ② 発明の単一性§ 37
- ③ 新規性 § 29-1-1, 2, 3
- ④ 進歩性 § 29-2
- ⑤ 先の出願がない (先願主義) § 39 § 29の2
- ⑥ 明細書の記載要件に不備がない § 36-4-1, 6-1, 2

特許請求の範囲と明細書の記載

<特許請求の範囲>

1. 明細書に記載された発明 (サポート要件)

§36-6-1

2. 発明が明確である

(明確化要件)

$$§36-6-2$$

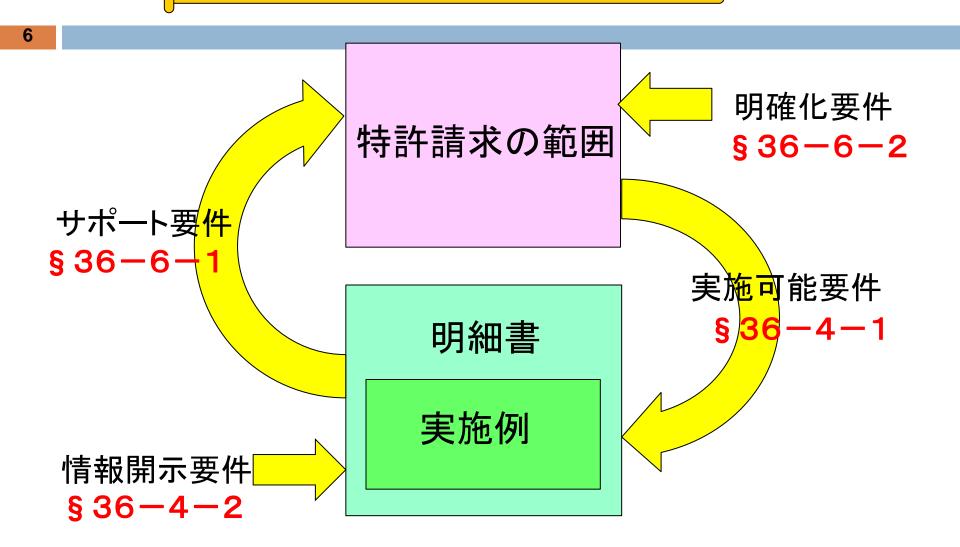
<明細書>

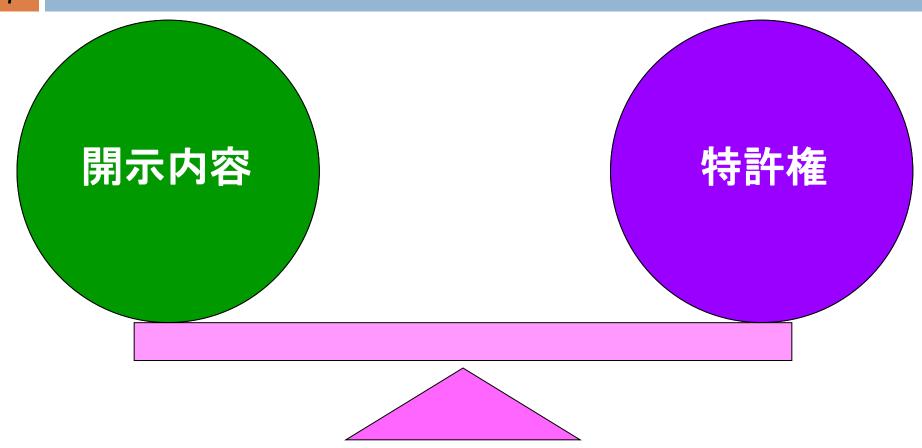
3. 当業者が発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載 (実施可能要件)

$$§36-4-1$$

4. 発明に関連する文献などに関する情報の記載 § 36-4-2 (情報開示要件)

特許法第36条に規定される要件





実施可能要件/サポート要件違反(1)

- (例1)当業者の技術常識をもってしても、請求項の 範囲まで、明細書の開示内容(実施例が少ない) を拡張又は一般化できない場合
- (例2)明細書に記載された解決手段(特徴点)が請求項に反映されていない場合
- (例3)実施例で用いた原料化合物が新規化合物の場合に、その製造方法が記載されていない場合

実施可能要件/サポート要件違反(2)

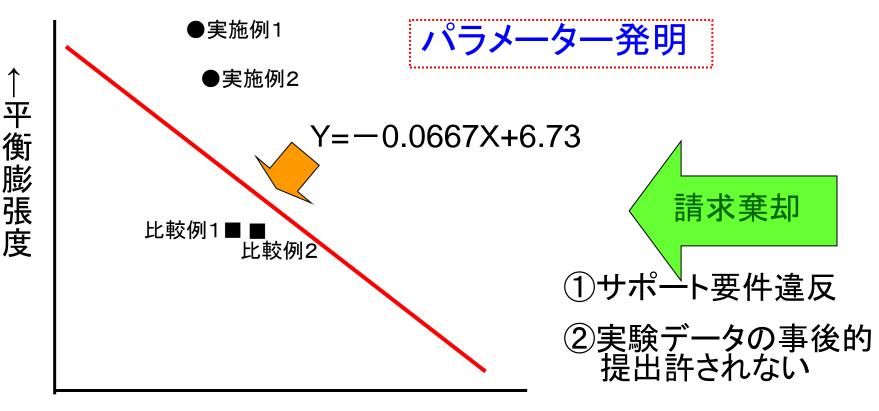
- (例4)新規な微生物を用いる発明であり、容易に入手できないにもかかわらずその微生物が寄託されていない。・・・微生物の寄託制度(後述)
- (例5)請求項で用いられた用語と明細書中の用語が不統一で対応していない。
- (例6)「医薬の用途発明」で、薬理データが不十分。
- (例7)「パラメータ発明」で、パラメータ算出根拠が 不明確。

明確化要件違反

- (例8)用語が一般的な技術用語ではない場合に、 用語の定義、説明文がない。特に、特許請求の範 囲の用語の場合は要注意。
- (例9)粘度、分子量など一般的測定法が複数ある場合に、どの測定法で行ったかの記載がない。特に、特許請求の範囲で粘度、分子量などで数値限定している場合は要注意。

特許法36条6項1号(サポート要件)違反

知財高裁平成17年11月11日判決 「偏光フィルム」事件(平17(行ケ)第10042号



PV系フィルム完溶温度X→

切り餅事件での特許請求の範囲の記載

2010. 11. 30 佐藤食品工業 勝訴 (東京地裁)

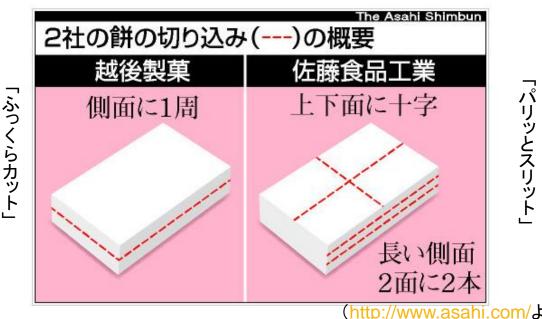
2011. 9. 7 特許侵害認める中間判決 (知財高裁)

2012. 3.22 越後製菓 勝訴 (知財高裁)

(製造・販売停止 約8億円賠償命令 仮執行、製造装置廃棄命令)

2013. 9.19 最高裁上告棄却(佐藤の上告申立不受理)

佐藤食品 8億円損害賠償



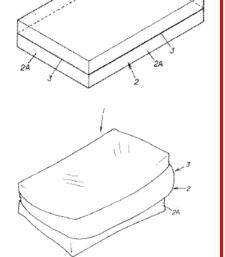
(http://www.asahi.com/より)

越後製菓特許 明細書の図面

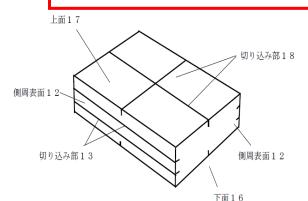
特許第4111382号(越後製菓)の特許請求の範囲の記載



焼き網に載置して焼き上げて食する輪郭形状が方形の小片餅体である切餅の 載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である 側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有す る一若しくは複数の切り込み部又は溝部を設け、この切り込み部又は溝部は、 この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に一周連続させて角環状と した若しくは前記立直側面である側周表面の対向二側面に形成した切り込み 部又は溝部として、焼き上げるに際して前記切り込み部又は溝部の上側が下 側に対して持ち上がり、最中やサンドウイッチのように上下の焼板状部の間に 膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部へ の噴き出しを抑制するように構成したことを特徴とする餅。







被告製品図面

佐藤食品工業(株)サトウの切り餅「パリッとスリット」

特許請求の範囲の役割

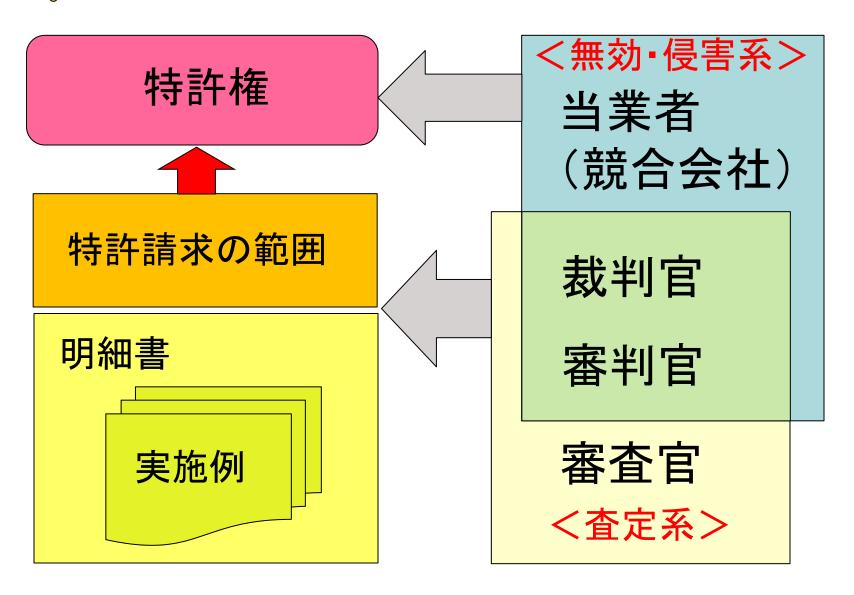
権利取得の観点

- 従来技術との差異が明確になっているか
- 発明の詳細な説明(実施例)によりサポートされているか
- 明細書は当業者が実施可能に記載されているか。

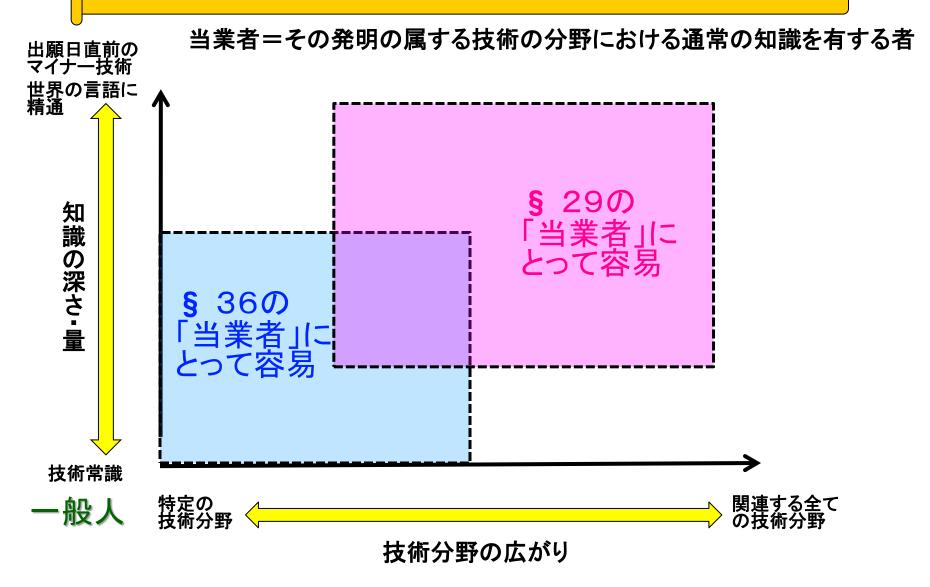
権利行使の観点(特許法第70条)

- 権利の及ぶ範囲を規定するもの
- 特許権を行使したい対象に漏れはないか

特許請求の範囲の評価は誰がするのか?



§ 29と§ 36での「当業者」の意味は同一か?



特許法施行規則(微生物の寄託と分譲)

17

□ 第27条の2 (微生物の寄託)概要

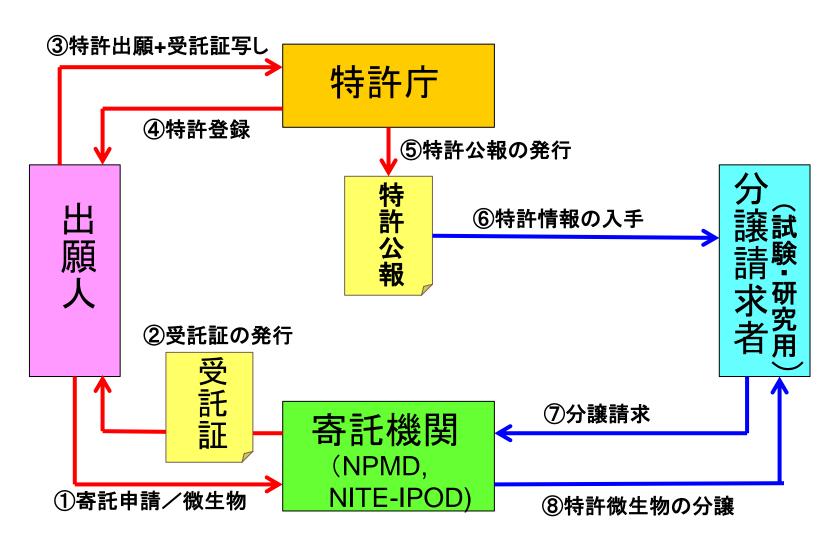
微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、当業者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き、その微生物の寄託についてブダペスト条約上の国際寄託当局の交付する受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない。

□ 第27条の3(微生物の試料の分譲) 概要

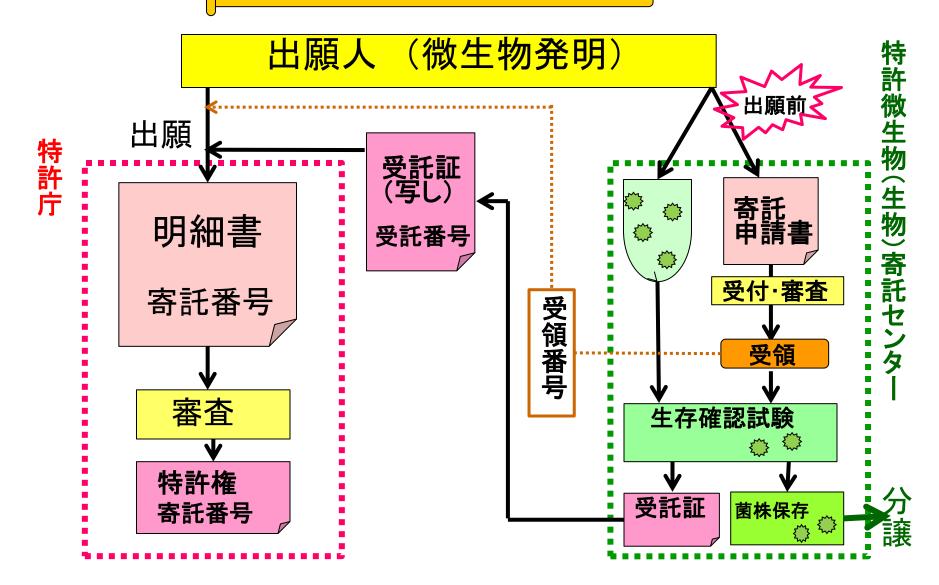
- 1 前条の規定により寄託された微生物に係る発明を<u>試験又は研究のため</u>に実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。
- ① その微生物に係る発明についての特許権の設定の登録があつたとき。
- ② § 65-1(特許公開に基づ補償金請求権)の規定によりその微生物に係る発明 の内容を記載した書面を提示され警告を受けたとき。
- ③ § 50(拒絶理由の通知)の意見書を作成するために必要なとき。
- <u>2</u> 前項の規定により微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を<u>第三</u> 者に利用させてはならない。

特許微生物の寄託制度

特許法施行規則 § 27の2,27の3



微生物の特許出願と寄託



今日のポイント

- 1. 特許請求の範囲の記載の不備 § 36-6: サポート要件、明確化要件
- 2. 明細書の記載の不備 § 36-4:実施可能要件、情報開示要件
- 3. 特許請求の範囲の役割 権利取得の観点、権利行使の観点
- 4. § 29-2の「当業者」と§ 36の「当業者」
- 5. 微生物発明の明細書への開示
 - ➡ 寄託制度(国内寄託・国際寄託)